

平成29年（納）第4号

課 徴 金 納 付 命 令 書

東京都中野区中野四丁目10番1号

日本無線株式会社

同代表者 代表取締役 荒 健 次

公正取引委員会は、上記の者に対し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（以下「独占禁止法」という。）第7条の2第1項の規定に基づき、次のとおり命令する。

なお、理由、別紙1及び別紙2中の用語のうち、別紙2「用語」欄に掲げるものの定義は、別紙2「定義」欄に記載のとおりである。

主 文

日本無線株式会社（以下「日本無線」という。）は、課徴金として金1億4592万円を平成29年9月4日までに国庫に納付しなければならない。

理 由

1 課徴金に係る違反行為

日本無線は、別添平成29年（措）第1号排除措置命令書（写し）記載のとおり、他の事業者と共同して、別紙1記載の機器（以下「特定消防救急デジタル無線機器」という。）について、納入予定メーカーを決定し、納入予定メーカー以外の者は、納入予定メーカーが納入できるように協力する旨を合意することにより、公共の利益に反して、特定消防救急デジタル無線機器の取引分野における競争を実質的に制限していたものであって、この行為は、独占禁止法第2条第6項に規定する不当な取引制限に該当し、独占禁止法第3条の規定に違反するものであり、かつ、独占禁止法第7条の2第1項第1号に規定する商品の対価に係るものである。

2 課徴金の計算の基礎

(1)ア 日本無線は、特定消防救急デジタル無線機器の卸売業を営んでいた。

イ 日本無線が前記1の違反行為の実行としての事業活動を行った日は、平成

23年4月8日以前であると認められる。また、日本無線は、平成26年4月9日以降、当該違反行為を行っておらず、同月8日にその実行としての事業活動はなくなっているものと認められる。したがって、日本無線については、当該違反行為の実行としての事業活動を行った日から当該違反行為の実行としての事業活動がなくなる日までの期間が3年を超えるため、独占禁止法第7条の2第1項の規定により、実行期間は、平成23年4月9日から平成26年4月8日までの3年間となる。

ウ 前記実行期間における特定消防救急デジタル無線機器に係る日本無線の売上額は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律施行令第6条第1項の規定に基づき算定すべきところ、当該規定に基づき算定すると、別紙3記載の物件に係る104億2287万6960円である。

(2) 日本無線は、独占禁止法第7条の2第12項第1号の規定により、公正取引委員会による調査開始日である平成26年11月18日以後、課徴金の減免に係る報告及び資料の提出に関する規則（平成17年公正取引委員会規則第7号。以下「課徴金減免規則」という。）第5条に規定する期日までに、課徴金減免規則第4条及び第6条に定めるところにより、単独で、公正取引委員会に前記1の違反行為に係る事実の報告及び資料の提出（既に公正取引委員会によって把握されている事実に係るものを除く。）を行った者であり、当該報告及び資料の提出を行った日以後において当該違反行為をしていた者でない。また、当該違反行為について、独占禁止法第7条の2第10項第1号又は第11項第1号から第3号までの規定による報告及び資料の提出を行った者の数は5に満たないところ、これらの規定による報告及び資料の提出を行った者の数と、同条第12項第1号の規定による報告及び資料の提出を行った者（以下「調査開始日以後の申請事業者」という。）であって日本無線より先に課徴金減免規則第4条第1項に規定する報告書の提出を行った者の数を合計した数は5に満たず、かつ、調査開始日以後の申請事業者であって日本無線より先に同項に規定する報告書の提出を行った者の数を合計した数は3に満たない。したがって、日本無線は、独占禁止法第7条の2第12項の規定の適用を受ける事業者である。

(3) 日本無線が国庫に納付しなければならない課徴金の額は、独占禁止法第7条の2第1項の規定により、前記104億2287万6960円に100分の2

を乗じて得た額から，同条第12項の規定により当該額に100分の30を乗じて得た額を減額し，同条第23項の規定により1万円未満の端数を切り捨てて算出された1億4592万円である。

よって，日本無線に対し，独占禁止法第7条の2第1項の規定に基づき，主文のとおり命令する。

平成29年2月2日

公 正 取 引 委 員 会

委員長 杉 本 和 行

委員 幕 田 英 雄

委員 山 本 和 史

委員 三 村 晶 子

委員 青 木 玲 子

## 別紙 1

消防救急デジタル無線機器（多重無線装置，空中線，電源装置，冷暖房装置，印刷機器等の機器のほか，据付工事，鉄塔の建設工事等の工事を含めて発注される場合には当該機器等を含む。）

別紙 2

番号	用語	定義
1	消防救急無線	電波法関係審査基準（平成13年総務省訓令第67号）の別紙2第2の2（4）で定められた審査を受けた無線局を利用した無線通信であって、消防職員が消防業務及び救急業務の活動を行うためのもの
2	消防救急デジタル無線機器	SCPC方式のデジタル通信方式（1の搬送波当たりのチャンネル数が1の方式のデジタル通信方式をいう。）により、260MHz帯の周波数帯を使用する消防救急無線のためのシステムを構成する基地局無線装置、無線回線制御装置、車載型無線装置、卓上型無線装置、携帯型無線装置、可搬型無線装置、遠隔制御装置及び管理監視制御装置
3	納入予定メーカー	発注物件を自ら落札し、又は代理店等に落札させるなどして、もって自ら製造した又は自社の子会社等に委託して製造させた消防救急デジタル無線機器（株式会社富士通ゼネラルが富士通株式会社から委託を受けて製造した消防救急デジタル無線機器を含む。）を納入すべき者

## 別紙 3

## 課徴金算定対象物件一覧

番号	消防本部等名	物件名	入札日等
1	いわき市消防本部	いわき市消防本部消防救急無線デジタル化工事	平成24年2月1日
2	島根県	消防救急デジタル無線松江・出雲エリア共通波整備工事	平成24年5月18日
3	奥能登広域圏事務組合消防本部	消防救急デジタル無線共通波系設備整備工事	平成24年5月31日
4	豊後大野市消防本部	平成24年度 23線消防救急デジタル無線整備工事	平成24年9月6日
5	遠軽地区広域組合消防本部	平成24年度 消防救急デジタル無線設備整備事業	平成24年9月27日
6	島根県	島根県消防救急無線広域共同整備事業消防救急デジタル無線共通波整備工事	平成24年9月27日
7	奥能登広域圏事務組合消防本部	消防救急デジタル無線移動局無線装置	平成24年11月16日
8	双葉地方広域市町村圏組合消防本部	消防救急無線デジタル化等整備工事	平成24年12月11日
9	壱岐市消防本部	消防救急デジタル無線システム整備工事	平成25年5月28日
10	長野市消防局	消防救急デジタル無線整備工事	平成25年5月31日
11	名西消防組合消防本部	名西消防組合神山消防署デジタル無線整備工事	平成25年6月17日
12	熊毛地区消防組合消防本部	消防救急デジタル化整備事業	平成25年6月21日
13	対馬市消防本部	消防救急デジタル無線設備整備工事	平成25年12月10日
14	奥能登広域圏事務組合消防本部	消防救急デジタル無線活動波系設備整備工事	平成26年3月25日